

京都市訓令甲第 25 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 1 第 1 類の款総務局総務部の項及び総務局人事部の項を削り、同款環境局適正処理施設部の項中「環境局適正処理施設部」を「環境政策局適正処理施設部」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

行財政局総務 部	歴史資料館
-------------	-------

別表第 1 第 2 類の款総合企画局政策推進室の項を削り、同款環境局循環型社会推進部の項中「環境局循環型社会推進部」を「環境政策局循環型社会推進部」に改め、同款環境局適正処理施設部の項中「環境局適正処理施設部」を「環境政策局適正処理施設部」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

総合企画局政 策企画室	東京事務所
----------------	-------

別表第 1 第 2 類の款保健福祉局生活福祉部の項を削り、同款建設局土木管理部の項の次に次の 1 項を加える。

建設局水と緑 環境部	みどり管理事務所
---------------	----------

別表第 1 第 2 類の款区役所区民部（上京区役所区民部、山科区役所区民部及び西京区役所区民部を除く。）及び伏見区役所醍醐支所区民部の項を削り、同表第 3 類の款保健福祉局子育て支援部保育課の項及び建設局水と緑環境部緑地管理課の項を次のように改める。

保健福祉局子 育て支援部保 育課	保育所
------------------------	-----

別表第2庶務担当課の課長，歴史資料館次長，職員研修センター副所長並びに産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長の項中「庶務担当課の」を「事業所の庶務を担当する」に改め，「，職員研修センター副所長」を削る。

別表第2歴史資料館次長，職員研修センター副所長及び衛生公害研究所の課長の項中「，職員研修センター副所長」を削り，同項第1号中「この」を「以下この」に改める。

別表第2職員研修センター所長の項を次のように改める。

歴史資料館 次長	(1) 京都市歴史資料館条例第4条による利用の制限に関すること。
-------------	----------------------------------

別表第2美術館長の項に次の1号を加える。

(3) 軽易な集会，行事，催物その他これらに類するものの開催の決定に関すること。

別表第2動物園長の項に次の1号を加える。

(5) 軽易な集会，行事，催物その他これらに類するものの開催の決定に関すること。

別表第2産業技術研究所工業技術センター長及び繊維技術センター長の項第23号中「次号から第26号まで」を「以下この項」に改める。

別表第2中央卸売市場第一市場長の項第1号中「以下」を「次号から」に改め，同項第25号中「第30号まで」を「この項」に改める。

別表第2中央卸売市場第一市場管理課長の項第1号中「以下」を「次号から」に改め，同項第6号中「第12号まで」を「この項」に改める。

別表第2中央卸売市場第一市場業務課長の項第1号中「以下」を「次号から」に改め，同項第11号中「第17号まで」を「この項」に改める。

別表第2こころの健康増進センター所長の項第1号中「号、次号及び第3号」を「項」に改める。

別表第2児童福祉センター院長の項第2号中「次号」を「以下この項」に改める。

別表第2児童福祉センター発達相談所発達相談課長の項第6号中「及び第7項」を削る。

別表第2京都市立病院長の項中第9号を第11号とし、第1号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 臨時的任用職員（看護師に限る。）の採用、期間の更新、退職等に関する事。
- (2) 所属職員（事務局に属する職員を除く。）の営利企業等の従事の許可等に関する事。

別表第2保健所長の項第2号中「次号」を「以下この号及び次号」に、「同法」を「法」に改める。

別表第3東京事務所次長の項及び東京事務所の庶務を担当する次長の項を削る。

別表第3生活環境美化センター所長の項第2号中「次号」を「以下この項」に改める。

別表第3埋立事業管理事務所長の項の次に次の2項を加える。

東京事務所
次長

- (1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関する事。
- (2) 補佐職員の出張及び復命に関する事。
- (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。
ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関する事。
- (5) 担当事務に係るホームページの作成に関する事。
- (6) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。
- (7) 担当事務に係る証明に関する事。

東京事務所 の庶務を担 当する次長	(1) 水道, ガス, 電気及び電話の料金, 清掃手数料料金その他定例的 な経費の支出決定に関する事 こと。 (2) 1件400,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びに これらに伴う経費の支出決定に関する事 こと。
-------------------------	---

別表第3元離宮二条城事務所長の項に次の1号を加える。

(8) 軽易な集会, 行事, 催物その他これらに類するものの開催の決定に関する事
こと。

別表第3農業指導所長及び京北農林事務所長の項第11号中「以下」の右に「この
項において」を加える。

別表第3生活館長の項を削る。

別表第3家庭動物相談所長の項第5号中「次号及び第7号」を「以下この項」に改
め, 同項第8号中「次号から第11号まで」を「以下この項」に改める。

別表第3土木事務所長の項第7号中「次号及び第8号」を「以下この項」に改める。

別表第3西部土木事務所担当課長の項を次のように改める。

みどり管理 事務所副所 長	(1) 補佐職員の休暇, 欠勤等の承認等に関する事 こと。
---------------------	----------------------------------

別表第3コミュニティセンター所長の項を削る。

別表第4保育所長の項及び宝が池公園事務所長の項を次のように改める。

保 育 所 長	(1) 延長保育, 一時保育及び休日保育の利用承認等に関する事 こと。
---------	--

附 則

この訓令は, 平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)